

令和4年11月17日

食品表示の適正化に向けた取組について

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

2 年末一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところですが、例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

（1）実施時期：令和4年12月1日から同月31日まで

（2）主な監視指導事項

- ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
- オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

3 表示の適正化等に向けた重点的な取組について

国及び都道府県等においては、食品表示の適正化を図るため、従来から食品

表示法等に基づく各種通知やガイドライン等により、監視指導を実施してきたところです。

新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の見直しに伴い訪日する外国人の増加が予想されること、遺伝子組換え食品に関する表示制度における任意表示の制度が変更されることなどを踏まえ、年末一斉取締りに当たっては、改めて、次のとおり監視指導及び啓発活動を実施します。

(1) 訪日等外国人向け食物アレルギーに係る食品表示啓発ツールの活用について

新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の見直しに伴い訪日する外国人の増加が予想されることに鑑み、訪日等外国人の利用が見込まれる飲食店等に対し、**別添**の公益社団法人日本食品衛生協会による飲食店等利用時における食物アレルギーの有無を確認するためのポスター及び聞き取り・指差しチェックリストを活用するよう普及啓発を図る。

(2) 食中毒等の健康被害発生時の連携について

食中毒等の健康被害事案に関連し、原産地表示等の食品表示法の規定に係る遡及確認等が生じた場合には、被害拡大及び再発防止の観点から、速やかに関係部署及び関係機関が連携して調査等を実施する。

(3) 遺伝子組換え食品に関する表示制度の周知啓発の協力依頼について

食品表示基準に基づく遺伝子組換え食品に関する表示制度において、「遺伝子組換えでない」等と表示する場合の任意表示の制度が、令和5年4月から新たに変更されることについて、遺伝子組換え表示制度パンフレット (https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/assets/food_labeling_cms202_220329_01.pdf) を活用するなどにより、食品関連事業者等への周知啓発を図る。

本件に関する問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室

谷口、鮫島

TEL : 03(3507)8800 (代表)

H P : <https://www.caa.go.jp/>

消表対第 1344 号
令和 4 年 11 月 1 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公印省略)

令和 4 年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に
係る年末一斉取締りの実施について

食品等の表示に係る監視指導については、日頃から格別の御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記については、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号)に基づき食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを実施していただくこととしているところ、本年度の年末一斉取締りについては、下記に御留意の上、別添 1 の実施要領に基づき御協力をお願いします。

また、実施計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、貴管轄下の実情に応じて実行可能な範囲で、食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)に定める表示事項(食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成 27 年内閣府令第 11 号)第 7 条第 1 項に定める事項に係るものに限る。)の遵守及び食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 20 条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止に関する監視指導に努めていただくようお願いします。

さらに、食品表示基準については、新基準移行後においても不断の見直しの検討が進められていることに鑑み、食品関連事業者等に対する食品表示の適正化に向けた継続的な周知啓発を行うための体制の整備に特段の御配慮をお願いします。

なお、別添 1 の実施要領は、年末一斉取締りに係る基本事項であることから、監視指導に当たっては、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づい

て適宜事項を追加するとともに、景品表示法等の他法令に違反しているおそれのある表示を確認した際には、担当部署に情報提供するなど、引き続き適切な連携対応をお願いします。

おって、取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

記

1. 訪日等外国人向け食物アレルギーに係る食品表示啓発ツールの活用について

新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の見直しに伴い訪日する外国人の増加が予想されることに鑑み、訪日等外国人の利用が見込まれる飲食店等に対し、別添4の公益社団法人日本食品衛生協会による飲食店等利用時における食物アレルギーの有無を確認するためのポスター及び聞き取り・指差しチェックリストを活用するよう普及啓発を図られたいこと。

なお、当該啓発ツールは、見やすさや使いやすさの観点から、適宜、サイズ変更を行った上で印刷して使用することは差支えない。

2. 食中毒等の健康被害発生時の連携について

食中毒等の健康被害事案に関連し、原産地表示等の食品表示法の規定に係る遡及確認等が生じた場合には、被害拡大及び再発防止の観点から、速やかに関係部署及び関係機関が連携して調査等を実施すること。

3. 遺伝子組換え食品に関する表示制度の周知啓発の協力依頼について

食品表示基準に基づく遺伝子組換え食品に関する表示制度において、「遺伝子組換えでない」等と表示する場合の任意表示の制度が、令和5年4月から新たに変更されることについて、遺伝子組換え表示制度パンフレット (https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/assets/food_labeling/cms202_220329_01.pdf) を活用するなどにより、食品関連事業者等への周知啓発に協力願いたいこと。

(※本通知の別添については、添付省略)

以上

消費者庁表示対策課食品表示対策室
担 当：谷口、鮫島
電 話：03-3507-8800 (代表)
F A X：03-3507-9293
e-mail：g.shokuhytai@caa.go.jp

Food Allergy

Is there anything you cannot eat?



**Please let us know
if you have any food allergies.**

食物アレルギーをお持ちの方は、お知らせください。

如果您有食物过敏，请告诉我们。

如果您有食物過敏，請通知我們。

식품 알레르기가 있으신 분은 알려 주시기 바랍니다.

ผู้ที่มีอาการแพ้อาหาร โปรดแจ้งให้เราทราบ

Informez-nous si vous avez des allergies alimentaires.

Сообщите, пожалуйста, о наличии пищевых аллергий.

Informe-nos se tiver alguma alergia alimentar.



えび
shrimp



かに
crab



小麦
wheat



そば
buckwheat



卵
egg



乳
milk



落花生
peanut



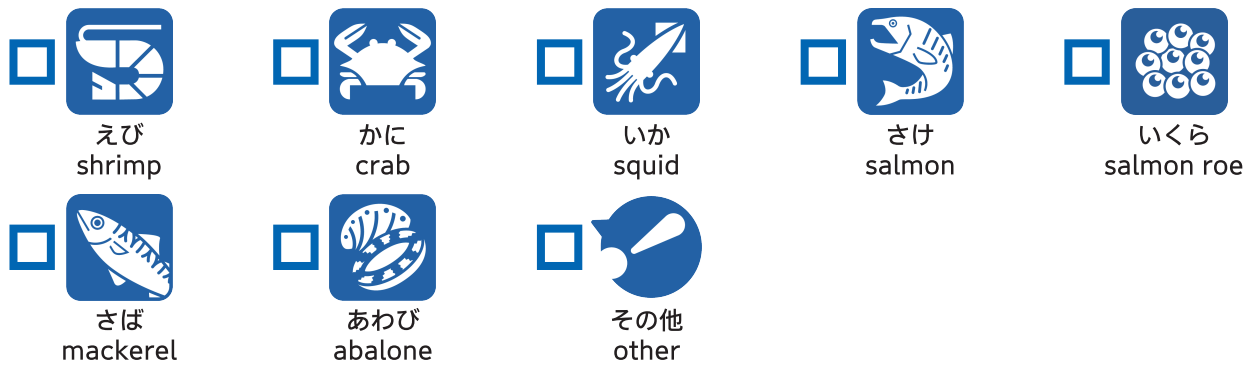
Food Allergy Check Sheet



Meat, Milk, Eggs



Seafood



Wheat, Vegetables, Fruits, Nuts, etc.

